

関市公共施設再配置専門委員設置規則をここに公布する。

平成26年3月31日

関市長

尾陶健治

関市規則第22号

関市公共施設再配置専門委員設置規則

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条の規定に基づき、本市の公共施設再配置に関する効率的な運営等を図るため、関市公共施設再配置専門委員（以下「専門委員」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 行政財産である本市の施設のうち道路、橋梁その他のインフラ資産及び小規模な施設を除く施設をいう。
- (2) 公共施設再配置 公共施設の在り方について抜本的な見直しを行い、その適正な配置及び効率的な管理運営を実現することをいう。

(職務)

第3条 専門委員は、次に掲げる公共施設再配置に係る事項について、職務を行う。

- (1) 調査、研究、助言等を行うこと。
- (2) 諮問を受け、答申すること。
- (3) 相談及び指導に関すること。

2 専門委員は、前項に規定する調査、研究を共同で実施することができる。

(選任)

第4条 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、市長が選任する。

(任期)

第5条 専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 市長は、専門委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解任することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
- (3) 専門委員としてふさわしくない非行があったとき。

(庶務)

第6条 専門委員の庶務は、市長公室秘書広報課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか専門委員について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。